

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成27年1月9日（金）午後3時00分～午後3時35分  
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室  
 3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項について通知の件

議第5号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から1月の定例委員会を開催致します。本日は委員さん17名全員が出席されております。

(会長あいさつ)

議長 議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮りさせていただきます。私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の議事録署名委員に藪内委員と速水委員のお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。次に、議事日程第2会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は農地を農

地として耕作するために売買により所有権移転による異動でございます。

番号1番、申請地、大字□、□□□番□（地目）田（面積）231㎡、譲受人、大字□、□□□□、譲渡人、大字□、□□□、売買による所有権の移転で申請理由は規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は5,686㎡と下限面積は満たしております。

以上、第1号議案につきましては1件の申請で、申請に伴います書類等は具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めたすべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、現在保有している農地の耕作状況、機械の保有状況、世帯員の人数、また、本人からの聴き取りにより、今回取得する農地も含めてすべての農地を耕作又は耕作出来る状態に管理され、今後も効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。また、譲受人が取得後において耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりましても、地域の取り決めを守り耕作をして行くとのことでありますので、地域との調和要件につきましても、支障がないものと考えます。

以上、番号1番、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 　異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。

続きまして、議案第2号を議題と致しますが、次の議案第3号と連件事案ですので、議案第2号、第3号、続けて事務局より説明願います。

事務局 　議案第2号、農地法第4条規定による申請の件について及び議案第3号、農地法第5条規定による申請の件について、説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,071㎡のうち494.71㎡、第4条規定による申請人、大字□□、□□□□、第5条規定による借受人、大字□□、□□□□貸出人、大字□□、□□□□、転用目的は農家住宅への転用でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□□墓地より南東へ約200mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議案第2号、第3号それぞれ1件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条の1番、大字□□の□□さんの農家住宅への転用ですが、現況は田として使用されておりました。家族が増え現在の住宅が手狭になったため農家住宅を建築されるためです。申請地の周辺は、東側は田、西側は駐車場、南側は自作地、北側は道路です。周辺に擁壁を設置して造成されます。排水については、汚水は浄化槽を設け雨水とも南側道路内の排水管に接続し排水する計画です。農地部会としては妥

当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局 　大字□□の申請地につきまして、議案第2号、第3号一括で説明致します。まず、農地の区分につきましては、申請地の前面が水管、ガス管が埋設された幅員4m以上の道路に面し、かつ、概ね500m以内に学校、病院等2つ以上の公共施設がある地域で、申請地は第3種農地と判断致します。次に、資力及び信用についてであります。申請者は、必要な資金は自己資金と金融機関からの融資金でまかなう計画で、通帳の写し、資金融資承諾の写しも添付されていますので、転用の目的を達成する資金として適当であろうと考えます。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。今回の申請の計画面積につきましては、転用目的からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、ここで議案第2号、第3号について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。何かございませんか。

(なしの声有り)

議 長 　ご意見、ご質問等ないようですので、議案第2号、第3号一括で採決致します。それでは、これら2案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案、第3号議案については、それぞれ県へ送付することに決定致します。それでは次に入ります。議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字□□、□□番□(地目)田(面積)499㎡及び大字□□、□□□番地(地目)田(面積)1,652㎡、借受人、大字□□、□□□□貸出人、大字□□、□□□□、解約理由は高齢のためでございます。番号2番、申請地、大字□□、□□番□(地目)田(面積)909㎡及び大字□□、□□□番地(地目)田(面積)1,144㎡、借受人、大字□□、□□□□貸出人、大字□□、□□□□、解約理由は農業経営縮小のためでございます。以上、第4号議案につきましては2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 　ご質問等がないようですので、第4号議案は事務局処理と致します。続いて議第5号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされておりました、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字□□、□□□番□(地目)畑(面積)900㎡及び大字□□、□□□番□(地目)畑(面積)173㎡、申出者□□□郡□□町□□□□、買い取り申出事由の生じた者□□□郡□□町□□□□、買取り申出事由は身体の故障ためでございます。なお、その他申請書類は具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調

査書により、平成26年12月25日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは耕作出来る状況である事の確認、さらに地元総代さん及び地区担当委員さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定をいただきますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

（異議なしの声有り）

議長 　異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第5号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、第5号議案については、事務局処理に決定致します。次に入ります。

議案第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第5号その他の2番専決処分の報告について報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、申請地□□□□□、□□番地（地目）田（面積）1,425㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,178㎡、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）419㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,290㎡、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,514㎡、相続人、大字□□、□□□□、届出事由は平成26年12月9日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,054㎡の一部小作地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）1,668㎡、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）1,285㎡、大字□□、□□□番2（地目）田（面積）905㎡、相続人、大字□□、□□□□、届出事由は平成26年12月18日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

番号3番、申請地、大字□□□、□□□番地（地目）畑（面積）673㎡、相続人、大字□□、□□□□、□□□□、届出事由は平成26年12月22日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については3件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

8番 　議案第5号の生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件で、買い取り申出事由の身体の故障というのはどの程度のものを言うのですか。

事務局 　生産緑地の買い取り申出については、都市計画課がその業務を行っておりますので、申請から決定までの事務の詳細につきましては、担当に確認しなければ分かりませんが、ご質問の件につきましては、都市計画法第10条に生産緑地の規定による告示の日から30年が経過したとき、告示後にその主たる従事者が死亡したとき若しくは生産緑地法施行規則第4条第1項及び第2項における障害又は故障で、市長が認定したものとされておりますが、一般的には施行規

則第4条の障害又は故障について診断書に「・・・疾病により農業に従事することが困難である。」という旨の医師の診断内容が明記されていることが必要です。最近では診断書が提出されたときは、都市計画課の担当者が本人に会って確認をしていると聞いております。

- 8番 大変よく分かりました。
- 議長 他に何かございませんか。
- 14番 今の質問と関連しますが、他の市では施設等に入所されている場合は実際に入所先まで確認に行っていると聞いていますが、大和高田市の場合も確認しているんですか。
- 事務局 本市の場合も都市計画の担当者が訪問し、本人に確認されているように聞いております。
- 議長 他に何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで1月の定例委員会を終わらせていただきます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	松田 榮義
署名委員	藪内 聿彦
署名委員	速水 保